

仕様書

1. 件 名： 脱臭用（気相用）活性炭
2. 使 用 設 備： 受入れ供給設備
3. 品 名： イッシンコール GIC24R 樹一芯製
(アルデヒド用、7φ、メッシュ造粉炭 2～4)
4. 購 入 数 量： 10,300kg 但し、容量 20,600L を保障すること。
※使用済み活性炭の引取りを含む
5. 納 入 荷 姿： 250kg (500L) /フレコンバック
6. 納 入 日 時： 令和 9 年(2027 年)1 月 22 日（金）または 29 日（金）のうち発注者が
指定する日の 16：30 以降。
7. そ の 他： 本仕様書の他、管理薬剤共通仕様書に留意遵守すること。

管理薬剤共通仕様書

1. 目的：本仕様書は、豊中市伊丹市クリーンランド（以下「発注者」という。）が管理薬剤を安全かつ適正に管理・使用するために共通事項を定めるためのものである。
2. 納入場所：豊中市伊丹市クリーンランド
豊中市原田西町 2-1
TEL 06-6841-5771
FAX 06-6845-6215
3. 契約時：契約の締結、公債の発行、財産の取得、管理及び処分並びに予算、決算その他財務に関する条例（平成 18 年組合条例第 4 号）により例によることとされる、豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）の規定により、年間の推定総価格が 500 万円以上となる受注者は、元請負人及び下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となるので、該当する場合は契約時に提出すること。
4. 契約後：
 - 1) 受注者は、契約後速やかに納入に関わる打合せを行うこと。
 - 2) 受注者は、打合せ後速やかに、下記書類を作成し提出すること。
 - ①連絡体制 2 部
 - ②安全データシート（SDS）2 部
5. 納入：
 - 1) 納入日時は、発注者と協議し決定すること。
 - 2) 納入に際しては、発注者の立会を原則とし、納入量を確認できる納品書を提出すること。
 - 3) 納入作業を行うにあたっては、一切火気の使用を禁止し、細心の注意を払い安全作業に努めること。
 - 4) 納入作業中の漏洩及び事故（設備の損傷等も含む）については、速やかに発注者に連絡するとともに、必要な処置を受注者の負担において実施すること。

5) 必要に応じた保護具着用の上、作業を行うこと。

6) 必要に応じて、接続口と搬入車の接続部は受注者が用意すること。

6.その他： 1) 納入薬品の安全性・有効性・危険性等の新たな情報・知見が得られた場合は、直ちに情報を提供すること。

2) 豊中市伊丹市クリーンランドでは協働と環境創造に基づく循環型社会の実現への貢献を基調とし、更なる環境保全と環境負荷の低減、環境汚染の防止等に向けた活動を推進するため、別紙のとおり「豊中市伊丹市クリーンランド環境方針」を策定しています。本契約に際しては、この環境方針に準拠するように努めること。

3) 受注者は、関係法令・規則及び通達等を遵守し、本契約の履行にあたること。

4) 火災や災害等発生時には、発注者の指示に従うこと。

5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定すること。

豊中市伊丹市クリーンランド環境方針

クリーンランドが「森の中の再生工場」として市民に愛され信頼され、また誇れる施設となるよう、ここに「豊中市伊丹市クリーンランド環境方針」を定め、クリーンランドで働く全ての人に周知するとともに、広く公表していきます。

基本理念 市民に愛され信頼される「森の中の再生工場」

- 廃棄物の積極的な循環利用や適正処理・処分に取組み、「循環型社会」と「低炭素社会」づくりに貢献します。
- 「安全・安心・安定」を基盤とした施設運営と環境負荷の低減活動を推進します。
- 環境学習の拠点として3Rを推進するとともに、地域の良好な環境を保全し、市民から親しまれる施設をめざします。

行動方針

基本理念の実現に向け、クリーンランドは、次のことを市民の視点に立ち積極的に実践します。

- 1 環境関連の法令や自主基準値を遵守します。
- 2 ごみの焼却により発生する熱エネルギーを効率的に電力に再生するとともに、施設における省資源・省エネルギー化を推進します。
- 3 再生利用と資源の有効利用を進めるため、資源化物の回収率と品質を向上します。
- 4 施設運営の着実な改善をめざし、モニタリングを行いその結果を公表します。
- 5 職場における環境への負荷低減にむけ、職員自らの環境配慮行動「環境にやさしい作戦」を展開します。
- 6 地域の良好な環境保全をめざし敷地内の緑化を推進します。
- 7 多様な環境学習を通して、市民との交流を深め3Rを推進します。

豊中市伊丹市クリーンランド事務局長

制定 平成20(2008)年 4月1日

改正 平成21(2009)年10月1日

平成23(2011)年 2月1日

平成24(2012)年 4月18日

平成28(2016)年 8月1日